

# 第7期鹿角市障がい者計画（概要）

## 【計画の位置づけ】

障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、国の障害者基本計画及び秋田県障害者計画を基本とするとともに、本市の障がい者の状況等を踏まえた、本市の障がい者の自立や社会参加等を支援するための施策に関する基本的計画

## 【実施方法】

当事者等に対し実施したアンケート調査を踏まえ、鹿角市障がい者計画等策定懇談会の委員の意見を聴いて計画素案を作成

## 総論（第1部）

### 第1章 計画の概要

#### 1. 策定の趣旨

多様化する福祉ニーズへのきめ細かい支援を行うための総合的な計画として策定し、障がいの有無にかかわらず、誰もが自分らしく暮らし、ウェルビーイングを実感できるよう、共に生きる地域社会の実現を目指す。

#### 2. 計画の性格

障がいのある人のライフステージに合わせた、福祉・保健・医療・教育・就労・まちづくり等あらゆる分野にわたる具体的な施策と方向性を定め、障がいのある人に対する支援を市民全体の共通施策として取り組む。

#### 3. 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

#### 4. 関連する計画

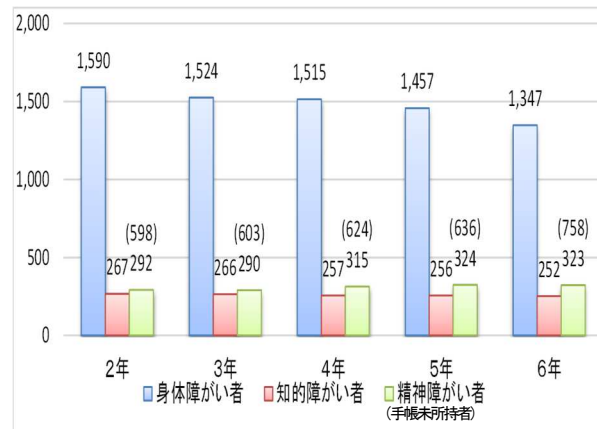
- ・第7期鹿角市障がい福祉計画
- ・第3期鹿角市障がい児福祉計画

### 第2章 本市の現状

#### 三障がい者数の推移

項目	年度	2年	3年	4年	5年	6年
手帳所持者	a	2,149	2,080	2,087	2,037	1,922
身体障がい者	b	1,590	1,524	1,515	1,457	1,347
知的障がい者	c	267	266	257	256	252
精神障がい者	d	292	290	315	324	323
精神保健福祉手帳未所持者	e	306	313	309	312	435
精神障がい者(手帳未所持者含)	d+e-f	598	603	624	636	758
人口	g	29,566	28,933	28,141	27,417	26,787
人口に占める手帳所持者の割合	a/g-h	7.3%	7.2%	7.4%	7.4%	7.2%
身体障がい者	b/g-i	5.4%	5.3%	5.4%	5.3%	5.0%
知的障がい者	c/g-j	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%
精神障がい者	d/g-k	1.0%	1.0%	1.1%	1.2%	1.2%
精神手帳未所持者	e/g-l	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.6%
精神障がい者(手帳未所持者含)	f/g-m	2.0%	2.1%	2.2%	2.3%	2.8%

(各年度3月31日現在 単位：人)



### 第3章 計画の基本的な考え方

共働の理念のもと、社会のさまざまな障壁を取り払い、市民が分け隔てられることなく互いに尊重しあいながら、共に支えあうことができる地域社会を目指し、施策を推進する。

- 1. 基本理念** 『共に生きる地域社会の実現』
- 2. 基本目標**
  - I. 地域生活の支援
  - II. 充実した社会生活
  - III. バリアフリーの実現
- 3. 施策の方向** 別紙 体系図

## 各論（第2部）

基本理念に基づく、3つの基本目標を実現するため、9つの施策の方向について具体的な取り組みを掲げるとともに、それぞれの項目に対する関連する主要事業を明記。

## 計画の推進（第3部）

- ◆国・県との連携
- ◆各種団体・民間企業等との共働
- ◆計画の進行管理
- ◆推進体制の整備

## スケジュール

開催日	会議等の名称
令和7年8月25日	第1回障がい者計画等策定懇談会
令和7年9月11日から9月30日	アンケート調査（障がい者本人・事業所）
令和7年11月17日	第2回障がい者計画等策定懇談会
令和7年11月25日	障がい者計画等庁内検討会
令和8年1月16日から2月16日	パブリックコメント
令和8年2月18日	第3回障がい者計画等策定懇談会
令和8年3月19日	庁議により計画決定

体系図

基本理念

基本目標

施策の方向

共に生きる地域社会の実現

I. 地域生活の支援

1 自立した生活の支援  
・意思決定支援の推進

- 1 相談支援体制の構築
- 2 意思決定支援の推進
- 3 意思疎通支援の充実
- 4 障害福祉サービスの充実と人材の育成・確保
- 5 障がいのある子どもに対する支援の充実
- 6 施設による支援の充実
- 7 情報アクセシビリティの向上 新

2 保健・医療の推進

- 1 精神保健・医療の適切な提供等
- 2 保健・医療の充実と医療従事者の育成・確保
- 3 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

3 雇用・就業、経済的自立の支援

- 1 障がい特性に応じた就労支援
- 2 多様な就業機会の確保

II. 充実した社会生活

4 教育の振興

- 1 インクルーシブ教育システムの推進
- 2 教育環境の整備

5 文化芸術活動・スポーツ等の振興

- 1 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備
- 2 スポーツに親しめる環境の整備・競技スポーツに係る取り組みの推進

6 安全・安心な生活環境の整備

- 1 住環境の整備
- 2 移動しやすい環境の整備
- 3 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進

7 防災・防犯等の推進

- 1 防災対策の推進
- 2 消費者トラブル等の防止及び被害からの救済

III. バリアフリーの実現

8 差別の解消、  
権利擁護の推進及び虐待の防止

- 1 障がいを理由とする差別の解消
- 2 権利擁護の推進、虐待の防止
- 3 心のバリアフリーの推進 新

9 行政等における配慮の充実

- 1 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等
- 2 選挙等における配慮